

研究発表会実施細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下、「規則」という。）第22条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(目 的)

第2条 学会は毎年1回、地すべり等の斜面変動に関する諸現象並びにその災害防止対策に関する知識・技術の進展に寄与する事を目的として、研究発表会を開催する。

(内容と会期)

第3条 研究発表会の内容は以下のとおりとする。

- (1) 県民講演会
- (2) 研究発表会
- (3) 意見交換会
- (4) 新技術紹介
- (5) 現地見学会
- (6) その他の企画

2 会期は原則として4日間とする。

(開催要請と委任)

第4条 会長は、研究発表会の開催にあたる支部の支部長に開催を要請し、その実施を委任する。

(県民講演会)

第5条 県民講演会は、社会貢献の一端を兼ね、学会員を含めた一般市民を対象として開催するものとする。

(論文の募集、講演者等)

第6条 研究発表会に発表する論文は、広く会員より募集する。講演者は会員に限るものとし、原則として1人1題とする。また、論文内容は原則として未発表のものとする。

(開催地および担当支部)

第7条 開催地は北日本ブロック（北海道支部、東北支部、新潟支部）、東日本ブロック（関東支部、中部支部）、西日本ブロック（関西支部、九州支部）の持ち回りとし、該当ブロッ

ク内で開催地および担当支部を決定する。大会の運営は担当支部が主体となつて行う。

(運営組織)

第8条 担当支部では、研究発表会の企画・運営を円滑に図ることを目的に、実行委員会を設立する。

(実行委員会の目的、所管、組織)

第9条 実行委員会は、研究発表会の運営を円滑に図り、研究発表会開催の日程、内容、予算、及びその他運営に必要な事項を決定する。

2 実行委員会は、委員長、副委員長、委員および監事より構成し、委員長は実行委員より選任する。

(実行委員会幹事会の目的、組織)

第10条 実行委員会は、幹事会を組織する。幹事会は、研究発表会の運営に関し、学会事務局や外部の個人、団体との連絡調整、調査・企画・情報資料収集等の取りまとめ等を行う。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事および実行委員会事務局より構成する。

(報告)

第11条 実行委員長は発表会の開催結果について、理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、平成23年8月30日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成23年8月30日）から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。